

5 年 保 存
秘
無制限
平成24年1月10日から 平成29年1月9日まで

基監発0110第2号
平成24年1月10日

東京労働局労働基準部長 殿
大阪労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

バイク便事業者に対する監督指導の実施について

平成23年11月15日付け基監発1115第1号、基災管発1115第1号「バイク便事業者に対する自主点検等の実施について」において示した監督指導については、これまでの指導の経緯を踏まえ、引き続き、バイク便事業者における法定労働条件の定着を図るため、別途送付した、本省が実施した自主点検の結果等により、バイクライダーの労働者性や法定労働条件の履行確保上の問題点が存在すると考えられる事業者に対して、下記により実施されたい。

記

1 監督対象事業場

なお、
ア
イ
ウ

2 実施時期及び監督対象事業場

本省から別途指示した監督実施件数については、原則として、[REDACTED]に実施すること。なお、この他に、貴局において監督対象事業場として選定する場合には、[REDACTED]に実施するようにすること。

3 監督指導を実施する上での留意点

本監督指導について、法定労働条件に係る問題点が認められた場合には、所要の措置を講ずること。

特に、上記1のア及びウの事業場に対する監督指導に当たっては、当該事業場における125cc以下バイクライダー等の労働者性を確認し、労働者と認められる場合には、以下により、労働基準関係法令に基づく適正な労働条件の確保等を指導すること。

(1) 監督指導における労働者性の判断について

監督指導においては、平成19年9月27日付け基発第0927004号「バイシクルメッセンジャー及びバイクライダーの労働者性について」に基づき、必要に応じ、バイク便事業者に対し、就労実態に関する資料等の提出を求め、125cc以下バイクライダー等に対する聴取を行う等によりバイクライダーの労働者性の有無を適切に判断すること。監督指導時に労働者性の有無について容易に判断し難い場合においては、組織的な検討を行うこと。

(2) 監督指導を実施した際の措置等について

監督指導の結果、125cc以下バイクライダー等に労働者性が認められる場合には、以下の措置を講ずること。

ア 措置、指導方法等

(i) 125cc以下バイクライダー等の契約形態が労働契約となっていない場合

労働基準関係法令違反が認められる場合には、所要の措置を講ずること。なお、指導に当たっては以下に留意すること。

- ① 労働者と認められる125cc以下バイクライダー等については、契約内容を含めて必要な見直しを行い、労働条件等を「労働条件自主点検表」に定める項目を中心として、労働基準関係法令に適合したものとなるよう指導すること。

② [REDACTED]

(ii) バイクライダーの契約形態が労働契約となっている場合

労働基準関係法令違反が認められる場合や、バイクライダー以外の労働者について労働基準関係法令違反が認められた場合には、所要の措置を講ずること。

イ 署長判決

署長判決は、[REDACTED]とすること。

ウ 是正報告

是正報告書が提出された場合には、添付資料によるほか、必要に応じバイク便事業者の説明を求める等により、具体的な是正状況を確認すること。

(1) 是正指導に当たっての留意事項

バイク便事業者において、バイクライダーについて、運送という業務の性質上の指示以外には指揮監督を行わないこととして、実態を請負契約に適合させようとする場合も考えられるが、この場合であっても、バイクライダーの労働者性の有無については、上記(1)に示したところにより慎重に判断すること。

4 報告等

- (1) 上記3による監督指導結果については、本年3月9日(金)までに、監督復命書、是正勧告書、指導票、是正報告書等を当課監督係あてに送付することにより報告すること。なお、その時点で指導中のものについては、終了した時点で報告すること。
- (2) 平成23年11月15日付け基監発1115第1号により本省が実施した自主点検については、未提出事業場に対する提出督促を改めて行った上で、本年1月下旬までに貴局あてにその結果を送付する予定であること。